

これから手続きをされる方へ

特別児童扶養手当のしおり

(1) 手当を受けることができる方（受給資格者）

該当する障害があると認定された20歳未満の児童を養育している父、母、あるいは父母にかわって養育している方。

日本に住所がある外国人の方も受給できます。

* 次のようなときは受給できません

- ・ 児童が児童福祉施設などに入所しているとき（保育園を除く）
- ・ 児童が障害のために公的年金を受けられるとき

(2) 手当の額 （児童1人につき）

適用月	等級	R6年3月まで	R6年4月から
支給月額	1級	53,700円	55,350円
	2級	35,760円	36,860円

(3) 手当の支給月

- ・ 年に3回（4月、8月、11月）、それぞれ前月分（11月分は当月分を含む）までの4か月分をまとめて支給します。
- ・ いずれも11日に支給します。（休日の場合は繰り上げて支給します。）
- ・ 認定請求書を提出した月の翌月分から支給されます。

(4) 所得の制限

受給資格者、配偶者、同居している扶養義務者（受給資格者の父母、子、兄弟など）の前年の所得がそれぞれ基準額を上回ると、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当が支給されません。

扶養親族の数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人以上	1人380,000円加算	1人213,000円加算

* 所得＝合計所得（給与・年金所得がある場合その合計額から－10万円）－8万円－諸控除額

特別児童扶養手当 認定請求のご案内

■ 必要なもの

1. 認定請求書	所定の様式に記入します。 請求者（受給権者）は父母のうち収入の高い方となります。
2. 診断書	所定の診断書様式にかかりつけ医等から記入してもらいます。 ※申請日の属する月又はその前月の診断書が有効です。療育手帳 A や身体障害者手帳 1 級をお持ちの方は、診断書の提出を省略できる場合があります。
3. 振込先口座申出書・通帳の写し	請求者（父母のうち収入の高い方）名義の通帳を振込先として届け出ます。 （ネット銀行、お子さん名義の口座は不可。）
4. 承諾書	世帯状況や課税状況の閲覧についての承諾をいただく書類です。
5. 受給者・世帯員名簿	所定の様式に記入します。 同居所別世帯として同居家族についても記入いただきます。
6. 戸籍謄本	受給権者と児童が別々の戸籍の場合は、それぞれ 1 通必要。 （申請日から 1 か月以内の証明が有効です。） ※本籍地が市外にある場合は、直接その市町村にご請求ください。
7. 本人確認書類	マイナンバーカード、または写真付きの公的身分証明書が必要です。 （運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など）
8. マイナンバーの分かる書類	受給権者と配偶者、扶養義務者のうちもっとも所得が高い方、対象児童の「マイナンバーカード」または「通知カード」が必要です。 ※扶養義務者…受給権者の兄弟姉妹、父母、祖父母、曾祖父母、子のうち生計を同じくするもの。
※ 住民票謄本 （マイナンバー記載で省略可）	世帯全員・全項目記載（申請日から 1 か月以内の証明が有効です。） ※同居所別世帯として同居家族についても、住民票が必要になります。
※ 所得証明書 （請求者、配偶者、扶養義務者） （マイナンバー記載で省略可）	・ 1～6 月に申請する場合 ⇒ 前年 1 月 1 日現在、鶴岡市以外にお住まいの方が必要。 ・ 7～12 月に申請する場合 ⇒ 同年 1 月 1 日現在、鶴岡市以外にお住まいの方が必要。

〈 窓 口 〉 子育て推進課 26-0176 又は 地域庁舎 市民福祉課

関連制度のご案内

(1) 障害児福祉手当

月額 15,690 円(R6.4～) が支給になります。特別児童扶養手当が 1 級の場合は該当する場合がありますので、ご相談ください。
おおむね 3 歳以上 20 歳未満の児童です。

⇒ 窓口：福祉課 障害福祉係
地域庁舎 市民福祉課

(2) 身体障害者手帳・療育手帳

身体障害の場合は身体障害者手帳、知的障害の場合は療育手帳が申請できます。税金の障害者控除や公共交通機関の運賃割引など各種サービスが受けられます。

⇒ 窓口：福祉課 障害福祉係
地域庁舎 市民福祉課

(3) 重度心身障害(児)者医療の申請

医療費の自己負担の助成が受けられます。特別児童扶養手当 1 級、療育手帳 A、身体障害者手帳 1 級・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級などが対象です。本人、扶養者の所得税の有無により自己負担額が異なります。

⇒ 窓口：国保年金課
地域庁舎 市民福祉課

また、本人の市民税所得割額により、対象外となる場合もあります。